

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人上野猛の上告趣意のうち、憲法一四条、四四条違反をいう点は、公職選挙法二五二条一項の規定が憲法一四条、四四条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二九年（あ）第四三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁）とするところであつて、所論は理由がないことが明らかであり、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五五年六月五日

最高裁判所第一小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 中 | 村 | 治 | 朗 |
| 裁判官    | 団 | 藤 | 重 | 光 |
| 裁判官    | 藤 | 崎 | 萬 | 里 |
| 裁判官    | 本 | 山 |   | 亨 |
| 裁判官    | 谷 | 口 | 正 | 孝 |